令和6年度第3回岩手県青少年問題協議会 会議録

1 日時

令和7年2月6日(木)午前10時30分~午後0時00分

2 場所

岩手県立県民生活センター 大ホール

3 出席者

(1)岩手県青少年問題協議会委員(15名)

秋本 光陽 委員 五十嵐 のぶ代 委員

泉澤 毅 委員

川村 真耶 委員

菊池 拓朗 委員

木下 実幸 委員

齊藤 眞理子 委員

中村 幸子 委員

早川 輝 委員

貝原 弓子 委員

菊池 勝雄 委員

杉田 博信 委員

千葉 孝喜 委員

本間 美佳子 委員

籔内 秀樹 委員

(2)事務局(9名)

環境生活部長 大畑 光宏

環境生活部若者女性協働推進室 青少年·男女共同参画課長 藤井 茂樹環境生活部若者女性協働推進室特命課長(若者活躍支援) 增澤 綾子

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 及川 慎司

環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 浅沼 公紀

環境生活部若者女性協働推進室 主事 柿﨑 梢恵

環境生活部若者女性協働推進室 主事 向畑 雄吏

保健福祉部子ども子育て支援室 主査 廣田 悠人

商工労働部定住推進・雇用労働室 主任主査 髙橋 昭彦

教育委員会事務局生涯学習文化財課 主任社会教育主事 佐々木 透

4 傍聴者

0人

【会議】

1 開会

O **及川主任主査** ただいまから、令和6年度第3回岩手県青少年問題協議会を開催します。 本日進行を務めます、若者女性協働推進室の及川と申します。よろしくお願いします。

本日御出席いただいている委員は、委員総数19名のうち15名であり、過半数に達しておりますので、岩手県青少年問題協議会設置条例第4条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の審議の内容は、協議会運営要領第5条第4項により、会議録を公開すること とされておりますことを申し添えます。

それでは開会に当たり、環境生活部長の大畑から挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○大畑環境生活部長 本日はお忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から青少年問題をはじめ、様々な県政の場面で御支援、御協力 賜りましてありがとうございます。

さて、いわてこどもプランの作成に向けては、今年度、本日を含め3回の協議会を開催させていただいております。前回の協議会におきましては、プランの素案をお示しし御意見を頂戴したところでございます。それから11月から12月にかけてパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見も踏まえ、今回、プランの最終案を取りまとめさせていただいたところでございます。

本日はその最終案について御審議いただき、皆様から御意見を頂戴したいと思っております。また、プランを来年度からスタートすることになりますけれども、取組の実施に当たり留意すべき点など、御意見を広く頂戴できれば大変ありがたいとと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

○及川主任主査 続きまして議事に入りますが、条例第3条第2項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行は五十嵐会長にお願いいたします。

○五十嵐のぶ代会長 議事に先立ちまして、協議会運営要領第5条第3項に基づき、会議録署 名人を指名いたします。

本日の会議録署名人については、岩手日報社の菊池拓朗委員、県警本部の千葉孝喜委員にお願いします。

それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。いわてこどもプラン (2025~2029) 最終案について、事務局から説明をお願いします。

○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 若者女性協働推進室の藤井でございます。私から、本プランの最終案について御説明させていただきます。

プランの本体は資料2のとおりです。前回の協議会でいただいた意見のほか、パブリック・ コメントや地域説明会での意見を踏まえて修正を行っております。本日は、本体の詳細な説 明は割愛させていただき、資料1の概要資料により、修正部分を中心に御説明します。

それでは、資料1について、1枚おめくりいただき、上段の3ページをご覧ください。プランの基本的な考え方をあらためてお示ししております。今回、素案からの変更はありませんが、こども施策に関する計画を一本化して策定することなど、改めて御確認いただければと思います。

下段の4ページをご覧ください。計画の策定プロセスをお示ししており、今後、県議会2月定例会での議決を経て、3月の策定を予定しています。このうち、11月から12月にかけて実施した地域説明会やパブリック・コメントの実施状況については、次の5ページをご覧ください。

パブリック・コメントの実施状況ですが、全体で235件の御意見をいただいたところです。 今回の意見聴取に当たっては、やさしい版資料を作成し、素案と合わせて公開したところ、 こどもたちからもたくさんの意見や感想をいただきました。大人、こどもの分類については、 便宜上、やさしい版資料の様式によりいただいた意見をこどもからの意見として分類しています。

参考までに、こどもからの意見をいくつか例示しておりますが、困難を抱えたこどもや東 日本大震災津波で被災した方々への支援について、いいと思ったという意見が多く寄せられ たほか、記載にはありませんが、県が行う取組を応援します、というメッセージもいただきま した。

下段の6ページは、各種意見聴取の実施状況です。いただいた御意見については、プラン 記載の他、今後の具体的な施策内容にも活用していきます。

7ページをご覧ください。パブリック・コメントに対する県の考え方については、県のホームページで今後掲載予定ですが、そのうち、プランに反映した意見を抜粋しています。一番上の段では、県が実施している青少年の健全育成に関する意識調査についてもプランに盛り込んではどうか、との御意見をいただきました。この調査については、3年に一度、中高生やその保護者を対象として、若者が抱えている悩みや行政へのニーズなどについて調べているものです。今年度が調査年であったため、昨年秋に実施し、詳細結果は3月に公表予定ですが、この中から、プランに一部掲載しましたので御紹介します。

資料2の26ページをご覧ください。まず、④の中高生の地域に対する愛着として、住んでいる地域の好きなところときらいなところについて聞いた設問結果です。好きなところでは、家族や友達などの人間関係、自然関係や落ち着きがあるといった岩手らしさが挙がった一方で、趣味や娯楽、静かで寂しいといった賑わいに関するところが、きらいなところに挙げられております。

29ページをご覧ください。⑫のインターネット・スマートフォンの利用に関する県民意識として、中高生が実際に経験したトラブルや、保護者が不安に感じていることの上位5項目を聞いたものです。ネットやスマホの使い過ぎで日常生活に支障が出たといった事例が多いほか、SNSでのトラブルや犯罪につながりかねない事例が挙げられており、保護者も不安を抱えていることがうかがえます。こうしたことを踏まえ、青少年への情報モラル教育のほか、親子でのルールづくりなどの保護者に対する啓発も引き続き重要と考えられます。

なお、詳細な調査結果がまとまりましたら、委員の皆様にも共有いたします。

それでは、資料1にお戻りいただき、8ページをご覧ください。本プランの目指す姿をあらためてお示ししております。

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて。

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて。

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて。

この3つの目指す姿を踏まえ、取組状況を示す指標として、9ページをご覧ください。

目指す姿指標として、今回新たに自己肯定感を持つ児童生徒の割合を追加することとしました。

子どもの権利条約を活動の基盤とするユニセフによれば、子どもの権利の推進がもたらす 長期的な効果の一つとして、自己肯定感の高まりが挙げられています。

当協議会においても、人権意識や自立した適応能力を養ううえで、こどもの自己肯定感を 高めることが重要であるという御意見をいただいたところです。またそのためには、こどもが 小さい時期から、何かに挑戦するとか自分を受け入れてもらえたといった体験の積み重ねが 大切であること、周りの大人としても、こどもの声に対等に耳を傾けるとか、地元を誇りに思 える姿が大切だといった御指摘をいただきました。

自己肯定感を育てる土台となるのは、乳幼児期の愛されているという感覚が重要であると されており、乳幼児期からの切れ目ない支援を通じて、こどもの自己肯定感を育てていきた いと考えています。

続きまして10ページです。ここからは、推進する施策を構成する具体の取組に係る変更箇所について御説明します。

まず、7つの柱の一つ目、こども・若者の権利に係る取組に係る変更点です。こども・若者の意見聴取や情報発信の実施に当たり、SNSやヒアリング、アンケートなど様々な手法を活用し、効果的なコミュニケーションを図ることについて追記しました。

続いて11ページです。柱の3つ目、学童期・思春期に係る変更点です。生徒の進路実現の推進に係る取組について、STEAM教育という用語の意味がわからないとの意見を踏まえ、注釈を追記しました。

12ページです。柱の4つ目、青年期に係る変更点です。一点目、こども・若者が直面する困難は多岐にわたりますが、当協議会で挙げられた御意見も踏まえ、発達に特性のある若者、非行を犯してしまった若者も含めた支援が必要であることを課題として追記しました。

二点目、若者が活躍できる環境づくりの推進に係る取組について、こちらも当協議会で挙げられた御意見を踏まえ、若者の中には、チャレンジの第一歩を踏み出せない人やチャレンジの機会に恵まれない人もいるということを課題として追記しました。

13ページです。柱の7つ目、東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者の支援に係る変更点です。1点目、被災地のこどもこころのケアの推進に係る取組について、震災そのものによるトラウマ体験等の有無に関わらず、幅広くトラウマインフォームドケア、つまりトラウマがあるかもしれないという視点を持って支援を行うことが必要である旨、追記しました。

併せて、東日本大震災津波の経験から得られた知見等を、今後起こり得る自然災害等、様々な逆境体験の影響を受けたこどものケアに活かしていくことも重要な取組であることから、 追記しました。

14ページです。2点目、多職種協働による支援を推進するための取組について、研修とあわせて、関係職員に対するスーパーバイズも重要な取組であることから、追記しました。

15ページです。3点目、被災した児童生徒が修学を断念する背景には、本人・家族の精神保健上の理由等もあるという意見を踏まえ、追記しました。

なお、ただいま説明した変更箇所のほかにも、軽微な修正等を行ったものがありますが、説明は省略させていただきます。

16ページ以降は、プランの全体像についてあらためてお示ししております。説明は省略しますが、参考としてご覧いただければと思います。

資料1についての説明は以上です。最後に、資料3をご覧ください。前回第2回の当協議会で、委員の皆様からいただいた意見への対応について、御報告いたします。

1から3番では、こども・若者の意見聴取と施策への反映について、SNSの活用をはじめとした様々な機会を設けること、政策への反映や若者へのフィードバックを、といった御意見をいただきました。これらについては、プランの文言にも反映するとともに、今後の取組を進めるうえでも、重視していきます。

4番・5番では、こどもの育成に当たり、人権意識や適応能力を養成する機会の充実について御意見をいただきました。

学校教育や社会教育のほか、県の青少年活動交流センターを通じた地域活動への支援など を通じて、引き続き取り組んでいきます。

2ページです。6番や7番、とんで10番、3ページの11番から13番、4ページの14番など、 様々な困難な状況に置かれているこどもや子育て世帯への支援について御意見をいただきま した。

発達の偏りによる問題行動やヤングケアラー、更生保護などに対する周囲の理解が必要であること、当事者だけでなく親や支援施設へのサポートも必要であること、関係機関の連携が一層必要であることなど様々な御指摘をいただきました。

県としても、各専門機関による取組に加えて、子ども・若者自立支援ネットワーク会議を 通じて、各支援機関の連携を図っているところですが、いただいた御意見も踏まえながら、よ り相談しやすい体制づくりや県民への情報発信などに取り組んでいきます。

2ページにお戻りいただき、8番・9番では、若者を応援する大人の意識や支援体制について御意見をいただきました。若者が活躍できる地域づくりに向けては、若者カフェなどの活動拠点づくり、ネクストジェネレーションフォーラムといった情報発信などに取り組んでおり、若者による主体的な活動も徐々に実を結んでいるところですが、今後も事業をブラッシュアップしながら取り組んでいきたいと考えています。

最後に、4ページの17番・18番では、市町村に対する計画の共有や、この協議会の今後の在り方に対する御意見をいただきました。プランの内容については、市町村のほか関係機関や県民の皆さんに対しても御理解、御協力をいただけるよう、周知を図っていきたいと考えています。

また、当問題協議会の在り方については、今回様々な計画をこどもプランに一本化したこ

とを踏まえ、プランを推進していくうえでの、協議会の位置付けや役割などについては、今後、関係機関と連携した議論をし検討してまいります。 説明は以上です。

- ○五十嵐のぶ代会長 ただいまの説明について、御質問等ございませんか。
- ○川村真耶委員 資料3の4ページ、18番の意見について、県からの回答として今後検討と されていますが、こちらの結論はいつ頃出る予定でしょうか。
- ○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 協議会のあり方については、3月にプランを策定した後、来年度以降のプランを推進する体制を検討していかなければなりません。特に、この青少年問題協議会については環境生活部若者女性協働推進室が、こどもプランの主な部分は保健福祉部子ども子育て支援室が所管しているというところもあり、御意見いただいたような協議会の運営のあり方の方も併せて、関係部局とも連携を図って、協議会をどうしていくか、議論させていただければと考えています。
- ○川村真耶委員 議論の結果が出る時期としてはどうでしょうか。
- ○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 来年度中には、何かしらの方針が示せるかと思います。具体的な時期については、次の協議会をいつ開催するかといったことも踏まえ、検討させていただきたいと思います。
- **〇川村真耶委員** わかりました。それでは後ほど具体的に教えていただければと思います。
- **〇五十嵐のぶ代会長** 今の点については、次の協議会で御返答いただけるということでよいでしょうか。
- ○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 現時点で確約しかねるところもありまして、協議会の在り方について次回報告できるかどうかやその時期については、後ほど検討させていただきたいと思います。
- ○五十嵐のぶ代会長 他に質問はないようですので、計画の内容を含め、県の取組に対する 御意見や、皆様の活動における課題意識などありましたら御発言いただきたいと思います。 秋本委員からお願いします。
- ○秋本光陽委員 発言内容としては、プランに関するものとか、何でもいいということでしょうか。
- **○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長** 今回、計画案としては最終案ということで、このプランを推進していく上でもっとこういった工夫が必要じゃないかといった御意見をいただけ

ますと、今後、プランを推進する上で参考にさせていただきたいと考えております。

○秋本光陽委員 プランの全体について少し気になったところですが、こどもプランの基本 理念として、こどもの権利を尊重しその最善の利益を考慮して行わなければならない、とさ れており、こどもの権利の尊重と、最善の利益ということが並列に並べられています。

医療分野などでも同じ議論がなされていることですが、権利を尊重することと最善の利益を考慮することは往々にしてぶつかるわけです。こども自身の意思や自己決定を尊重するということと、あなたにとって何がよいかを他者が決めている、という関係については、それ自体が問われないといけないことだと思います。

例えば、こどもの居場所に関して、自己肯定感が得られない背景として居場所感が得られない子たちというのは多々いるわけです。そうした子たちが日常生活の中で居場所感が得られない中で、ネットとかSNSに居場所を求めて過激な行動を起こしてトラブルに巻き込まれるということがある。それは彼らにとっての権利なのか、問題だとして大人が介入することが最善の利益なのか、というのがよくわからないなと思いました。

おおもとの柱の部分なので、並列でなくどういう順序関係なのかなど、もう少し煮詰めて 考えてもいいのかなと思いました。

○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 こどもの権利といった考え方については、県の条例 や国のこども大綱も踏まえたものですが、御指摘いただいた課題はまさにあろうかと思いますので、今後のプラン推進の参考とさせていただければと思います。

〇泉澤毅委員 プランを推進していくに当たっての指標が設定されていますが、これが行政 の取組を進めるうえでしがらみになってしまう、自分の首を絞めてしまっているところがあ ると思っています。

特に、いじめの解消として100%を目指すことはそのとおりですが、実際には様々複雑な問題があってできない。そうすると目標を達成できないということになり、進捗を測る指標として適切なのかと感じます。

みんなで協力しながら取組を推進していくことが目的であると思うのですが、そこでお互 い汲々となってしまうよりは、本来の趣旨は何なのかということを目指してお考えいただく といいのかなと思います。

また、中には指標がない、横線(一)になっている指標がいくつかかあり、これをどう捉えればいいのかというところが気になりました。

○五十嵐のぶ代会長 補足として、私もいじめゼロというのは現実には有り得ないことであって、教育現場で子どもたちが切磋琢磨し経験する中で、学校の先生方が導いてくださっているものだと思っています。

ですので、この指標に対する目標を100%と決定づけるのはどうかなとも思いますが、事務局としてはどうでしょうか。

○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 指標の設定につきましては、基本的には県の総合計

画であるいわて県民計画の指標をもとにしており、このプランの前の段階で既に定められた ものとなっています。

一方で、御指摘のような教育現場での取組を測る指標については、県民計画策定の際にも かなり議論となったところです。

今後、計画を進めていく上での指標のあり方については、引き続きしっかり議論していく 必要があると考えています。

- ○廣田主査 なお、横線(一)となっている箇所は、毎年の調査でなく数年に一度の調査となっているものなどについて、目標値を記載していないというものです。
- **○泉澤毅委員** とすると、どうやって評価するのかという疑問があり、例えば114ページや119ページなど、現状値はあるが目標値がない指標について、指標として適切かということになるかと思います。
- ○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 御意見踏まえ、考えさせていただきたいと思います。
- ○川村真耶委員 私からは、プラン全体を通して欠けている視点とか、盛り込んだほうがいいことはないかという視点で発言をさせていただきます。

最近のニュース、例えばフジテレビの問題もありますが、性犯罪が深刻な問題として社会で取り扱われるようになってきていると認識しています。

プランの中では、129ページ以降に、事故や犯罪が少なく安全安心に暮らせるまちづくりという項目がありますが、被害者へのケアについては記載されているものの、そもそも犯罪を起こさせないという視点についてはあまりみられないように思いました。

私の周りでも、学生の性被害といった話を聞く機会が増えてきました。プランが定義する こどもがそういった犯罪に遭わないためにはどうするべきか、最終案ではありますが、盛り込 んでいただきたいと思っています。

- **○菊池拓朗委員** パブリック・コメントの実施に当たって、やさしい版を作ってもらったことは非常によかったなと思っていますが、こどもの意見の件数153件に対して、計画に反映したものが 0 件というのはどういうことになるでしょうか。
- ○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 様々な御意見をいただきましたが、趣旨同一、参考 意見という御意見が多いものです。

御意見の内容が既にプランに盛り込まれているというものは趣旨同一として扱っております。参考というのは、計画に対する意見というよりは、例えば遊び場をもっと増やして欲しいといった個別的な御意見などでございまして、そういったものを参考意見としております。

基本的にいただいた御意見の多くは、趣旨同一として計画に盛り込んでいるという考え方です。

○菊池拓朗委員 せっかくこどもから寄せられた意見ですので、参考とした64件についても、

県政に反映していただきたいと思います。

○木下実幸委員 パブリック・コメントということで、当事者、こどもたちの声を聞いたところがすごく良いと思って、これからも継続して、色々な地区や学校のこどもの声を聞いていってほしいと思います。

あとは、近年、SNSやスマホ、ネットゲームなどにこどもが依存してしまっているということを、色々な活動を通して感じているので、それらに依存しない遊びや居場所も大事だと思いますので、児童館や放課後児童クラブ、こども食堂など第3の居場所を確保していくという視点が大事なのかなと思います。

これからも、こどもを中心に、こどもが自己肯定感を高めながらたくさん成功体験を積む ことができる、安心して小さな失敗することができる社会を目指して、プランを作ってほし いと思います。

○齊藤眞理子委員 養育費の取り決めをしている割合の指標が横棒(目標値なし)となっている点については、家庭の事情もあり把握が難しい部分ではあろうかと思いますが、私ども私学ではまさに入学試験の真っ只中でして、入学手続きを進める段階になってきております。そういった中で、入学の準備ができない、養育費をもらっていないために準備に時間がかかってしまう、といった個別の相談を受ける機会が増えてまいりました。

親御さんの苦しみや不安は解決が難しいということに直面しておりまして、どのような背景を持つ子どもたちにも均等に学びの機会を提供していくというこおは、やはり行政含めて我々の役割ではないかということで、実効性のある支援をいただきたいと感じております。

また、先程挙げられた性被害の問題だけでなく、いわゆる宗教2世といいますか、成人年齢に達して自分の意思で決められる状況にもかかわらず、御家庭が信仰している宗教を脱会できず避難してきているケースもございます。関東圏の学校に通っている生徒ではあるのですが、シェルターがいっぱいで対応が難しいということで、私たちも専門機関と連携しながら対応しているところでありますが、スポットが当たらない困難な問題です。

発達障害の児童生徒、学生も増えている状況や、被害的な若者の現状など、決して人数は多くないかもしれませんけれども、見落としがちなところについても、目を配る必要があると思います。

最終案としては賛同いたしますけれども、是非ともこういったことについて、学び直しも 含め、幸福感を持って人生を歩んでいける岩手であって欲しいという、願いということで申 し述べさせていただきました。

〇中村幸子委員 これまでの会議の意見を反映させていただき、また県の考えを丁寧に示していただきありがとうございます。

これまでの指導という意味合いが強かったところ、引き出す、支援するという、私たち大人の役割や考え方の転換を感じたところです。

また、先程の意見でもあったように、プランの趣旨として、今ある課題を改善することが本来の趣旨であれば、学校現場などの現状にあった指標というものを検討いただければと思います。

パブリック・コメントのところで子どもたちの意見を吸い上げ、反映されているのはとてもいいと思いました。わかりやすさや具体的であることも、こどもの意見を出しやすさにつながると思いますので、こどもプランを情報発信していくときに、その内容が一目ででわかりやすく県民の皆さんにも伝わると、より良いものになっていくのではないかと思いました。

○早川輝委員 まず、1点質問させていただきたいと思います。資料1の9ページで、こども や県民がどう感じているかという主観的な指標として、自己肯定感を持つ児童生徒の割合が 設定されたことはとても良いと思いました。

資料2の23ページ、自分にはいいところがあると思うか、という質問から自己肯定感をもつこどもの数を出しているのがその指標に当たると思うのですが、これだけでは、自己肯定感があるといっていいものかという疑問がありました。

説明の中で、ユニセフが取組の長期的な効果として自己肯定感を挙げているということで したが、そちらではどう測っているのか、お教えいただければと思います。

○藤井茂樹青少年・男女共同参画課長 自己肯定感についてでございますが、指標については先ほどの説明と重複しますが県民計画で定めているものであり、全国学力・学習状況調査での意識調査という形で測っているものです。

御指摘のとおり、自己肯定感の測定がこれだけでよいのかという御意見はあると思います。 総合的に自己肯定感を高める取組が必要だと思いますので、教育委員会や関係部局とも連携 し対応していきたいと考えています。

○早川輝委員 総合的にみるのか、今ある数字だけで判断できないのであれば、独自の調査 も必要ではないかと思いました。

また、指標のうち、こどもの居場所づくりに取り組む市町村数についても、こちらも取り組んでいればいいというだけではなく、こども自身が居場所として実感できているのか、どう感じているかについての調査はあるべきだと思いますので、そういう調査がないのであれば、独自の調査をしていくこともぜひ御検討いただければ、よりこどもの姿や感じている状況が見えてくるのではないかと思います。

○五十嵐のぶ代会長 こちらについては、次の会議までに御検討いただければと思います。

○貝原弓子委員 指標について、数値目標を掲げて数値で成果を考えるのは、県政として当然のこととは思いますが、その進捗が100%になったら政策の効果が挙がっていると言えるのか、実際の進捗そのものがどうなのかというのは、去年初めて協議会に参加したときにも感じていたところです。

指標については県民計画で設定されているということですけれども、この指標の内容自体 はとてもいいと思いますので、最終案に異議を申し上げるわけではありませんが、本当に実 効性のある政策といったときの指標については、御検討願いたいと思います。

また、犯罪被害の観点について。家庭裁判所として少年非行を扱う中で感じることとして、 社会情勢が変わっており、地域の見守りが及ばない幅広いインターネットの世界で、こども たちが色々な生活や居場所を求めている、という実情を踏まえた防犯計画というものが必要 ではないかと思います。

例えば、最近問題になっているのは、外を歩いていて暴力に巻き込まれるという犯罪より も、ネットにおける薬物の手に入りやすさとか誹謗中傷というところもあります。もちろん岩 手県としての実情もあるとは思いますが、こういった点を踏まえてもいいのではないかと思 います。

この最終案に異議を申し述べるつもりではありませんけれども、日々、家庭裁判所として こうした社会情勢の変化を感じるものですから、思い切ったチャレンジとして変えていくと いうこともお願いしたいと思っております。

○五十嵐のぶ代会長 次の検討事項としてお願いします。

○菊池勝雄委員 今回、パブリック・コメントを行って、こどももも含め皆さんから御意見とったところは非常に素晴らしいことと思います。発達特性があるとか、いわゆる健常者じゃない方も全てだというところに事務局の努力を感じました。

感想として、こどもの意見のほかにも、身近な支援に参加されている方の率直な意見もあ ろうかと思いました。

あと、私も県主催の色々な会議に参加する中で、使えそうな調査結果などもあるので、それらも総合的に活用するとより良いものになるのではないかと思います。

また、先ほど社会情勢の変化という言葉もありましたが、私ども高校生、大学生の就職に関わっていますが、例えば最近アルファベットの通信制高校、大学とかができてきている中、通信制高校に通ったけれども次どうしていいかわからないので支援機関に相談にきました、といった、出口のところもやっぱり多様化、進化してきていると。計画を進める中では、こういった状況について、支援を行き届かせるよう推進していただければいいと感じました。

○五十嵐のぶ代会長 今、求人情報もQRコードで申請するところもあるので、ペーパーだけの時代ではないというところも把握しておいていただきたいなと思います。

○杉田博信委員 盛岡市でも、市のこども計画ということで、同じく来年度から5年間のプランを策定する予定で、2月の中旬から3月にかけて計画案のパブリック・コメントを行う予定ですので、機会がありましたらご覧いただければと思っております。

3月末に策定し4月1日からスタートと考えておりますけれども、我々も計画案を作るに 当たってこどもの意見の聴取、ワークショップを開いたり市内の小中高生にアンケート調査 をしたり、色々な意見を聞いたところです。

県でも、計画の策定や施策を進めていくに当たって、こどもの意見を反映させるという考え方がありますけれども、計画期間中に継続的にこどもの意見を聞いたり施策に反映させたりする取組を何か考えているものがありましたらお聞きしたいです。

○廣田主査 来年度の具体的な取組について、今まで、いわてモニター制度という18歳以上の県内在住者に対するモニタリング調査を行っていますが、新しくこどもモニターという制

度を設けまして、だいたい小学校高学年から高校生ぐらいまでの100人程度を募集し、インターネットの調査でこどもに関する施策とか、こどもの意見、こどもが社会的に参加できるような具体的な意見というのを伺うという取組をしていきたいと思っております。

そのほか、今回こどもプランを策定する際にも実施しましたが、盛岡市が実施されたワークショップのような、インターネットでただ意見を聞くというよりも、こどもたちが意見を出しやすい環境で意見を伺っていくことも必要だと考えています。

こどもモニターだけにとどまらず、ワークショップですとか、意見を言いやすい環境を作って、こども施策をうまく回していけるよう進めていきたいと考えております。

○杉田博信委員 おそらく県単位で行われることなので、市町村でやるより大変かもしれませんが、ぜひ参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○千葉孝喜委員 インターネットやSNSの安全な利用ということに関して、SNSに起因して犯罪にあった児童数は、昨年は41件と前年比で16件増えていますし、多少の上下はあるものの増加傾向にあると思っています。

学校でもGIGAスクール構想が進められているかと思いますし、今は小学校でも相当数 スマホを所持しているようです。危機に接する場面が非常に多くなっていくと思うんですけれども、犯罪も性にまつわる被害が大多数を占めています。

県警のスクールサポーターが各学校をまわって、サイバーセキュリティの講話など行っているところですが、中学校の先生の声として、中学校ではフィルタリングなど対策しているけど、高校になるとフィルタリングを外させてしまうという話を聞くことももあります。

最近驚いたこととしては、いち高校生がインターネットを駆使してダークウェブに侵入して、他人のIDやパスワードを使って他人になりすまして買い物とかしているということがありました。非常に頭がいいのだと思うのですけれども、善悪がわからないままそういった情報に接してしまっている実態もあるのではと感じております。

スマホを使っていると、一般のニュースに接する機会も減って自分の好きなコンテンツだけ見てしまうというか、偏ったものに感化され支配されている子どもさんも一部いるのかもという感覚をもっております。

要は、善悪の弁別ができないままインターネットの情報にも晒されている現状があり、インターネットに対する危険性を教える必要がある。親だけに責任があるということでなく、学校でも教育を充実していただければと感じますし、こどもの権利というのも、しっかりした教育を行った上での権利だということは間違わないようにしてほしいと思います。

最近、学級崩壊ということで、私ども少年係やスクールサポーターが毎日のように巡回に行っています。小学校でそういった事態が生じていることが驚きというか、先生に対する敬意というの感じられない状況なのか、去年の刑法犯少年を見ても、小学生が56件と過去10年でも最高ということで、気になっているところです。

○五十嵐のぶ代会長 私の実体験として、子どもが高校生になってからスマホを持たせていました。その時、フィルタリングのレベルが4段階あるんですが、一番低いレベルにしていました。なぜかというと、他のレベルではLINEが使えないからですね。LINEで部活動の

情報や授業の情報が発信されるし、大学生になると、大学の授業の情報、就職の情報とか、全 てインターネットを通じて来るので、フィルタリングをかけてしまうと情報収集できないの が現状です。

また、学校での教育も大事だとは思いますが、私はやっぱり家庭教育が一番大事だと思っています。

先ほどGIGAスクール構想のお話が出たので、現在の状況などについて、泉澤委員、いかがでしょうか。

○泉澤毅委員 教育委員会では一人一台端末、タブレットを貸与していて、本校の場合はほぼ毎時間のように使っていますし、ドリル形式の教材もあるので、持ち帰って家庭学習にも使っていますし、これまで紙で配布していたものも授業の中で共有するやり方になっています。

文科省がデジタル教科書を配信するようになって、ちょっと調べようと思えばリンクから 調べることができるなど、かなり変わってきています。私たちよりも子どもたちの方が使いこ なしていますし、教員のほうがついていくのが大変な状況にはなっています。

それでも、使い方によってはトラブルもあって、子どもたちが自作のゲームを作って昼休みに遊んでいるとか、写真を撮って載せたりというトラブルも起こっています。それらに対して指導はしていますが、意識が育っていない部分もありますので、活用という良い部分と、やってはいけない部分と両方をちゃんと教えなければならないと考えているところです。

○五十嵐のぶ代会長 秋本委員は、学生さんのネットトラブルなど、どんな感じでしょうか。

○秋本光陽委員 基本的には、学生のネットトラブルというのはあまり聞こえてこないです。 ただ、本当に時々ですが、SNS上でのトラブルというケースもありますし、学生と教員との ハラスメント事案にというのも起こりうると思います。大学生になると基本的には少ないと は思いますが、そういうリスクは常にあると思います。

○本間美佳子委員 最終案は、この協議会の意見も反映していただいたと思いますので、私 も最終案には賛成ですが、プランを作って終わりということではなくて、こういうプランがあ るんだということを県民にしっかりと知っていただくことが必要と思っております。

特に、子どもに携わる学校の先生方含めて、資料にしっかりと目を通す時間は限られているとと思うので、こどもバージョンとかやさしい版を作っていただいて、県民どんな方にも周知していただく方法が必要と思います。

また、皆さんは、再犯防止推進計画をご存じでしょうか。国が平成29年に再犯防止推進計画を策定しており、令和5年に第二次再犯防止推進計画を策定しております。こちらにも、再犯防止のための指標があり、どこまで実現できるのかと思いながらも現場として目標を達成できるよう努力しておりますので、そういう指標を含めなければいけない事情はわかりますが、そこにこだわることなく、本当に実効性のあるものにしていただけたらと思っております。

県の再犯防止推進計画は令和3年に策定され、県内では各市町村にそれぞれ策定をお願い

しているという状況にあります。

計画を作っても関係者しか知らないまま2029年になって、形だけ指標が達成できてよかった、ということにするのではなく、実効性あるものにしていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○**籔内秀樹委員** 最終案での主な変更箇所のところで、トラウマケアに関する周知活動とか、 研修やスーパーバイズなど支援者の資質向上について盛り込まれたことは非常に良いと思い ました。

このことは、専門家だけでなく広く地域の人々に知ってもらう必要があるということと、教育や保健福祉の領域だけでなく、行政とか保護領域にとってもとても重要です。逆境体験のために問題行動を繰り返してしまう方がいらっしゃいますので、我々もぜひ学びの機会に参加させていただけたらと感じました。また、様々な領域の方がテーマを持ち寄って事例検討をするような場を作ると、非常に実践的、具体的な、自分たちの守備範囲だけではわからなかったヒントが得られると思いました。

あと、犯罪防止について、少年鑑別支所として地域援助業務を行う中で、様々なトラブルのパターン、最近だと特に性のトラブルやSNSを通じた加害被害について、立件された事案以外にも情報を蓄積してきているところです。

そういった情報を踏まえて、学校からの依頼で、トラブルの防止のための講義や生徒向けの授業、いじめ防止のため親御さんお子さん双方にやって欲しいとか、様々な依頼に応じるようになっています。

こうした、外部化しづらい知見を蓄積している私たちから、別の切り口、なかなか知られていない視点から助言できることもあるかもしれませんので、プランを進めていく上での防犯、被害防止に当たっては、ぜひ法務少年支援センターを御利用いただければと思います。

○五十嵐のぶ代会長 委員の皆様、様々な御発言ありがとうございました。

本日の発言の中では、指標というのがキーワードになっていたかと思います。県の総合計画で決められた指標をもとにこのプランを策定しているので、様々な事情があって変えることができないところもあると思うのですが、総合計画の指標だけが全てではなく、若者女性協働推進室なりの評価を発表していただければなと感じました。

事務局におかれましては、本日の各委員の意見をプランの策定に生かしていただきたいと 思います。

それでは、本日の議事はすべて終了しました。議事の円滑な進行に御協力いただき、ありが とうございました。

4 その他

○及川主任主査 委員の皆様、御審議ありがとうございました。次に4のその他について、 事務局からは特に連絡事項はありませんが、皆さまから他に何かございますか。

○早川輝委員 1点だけ付け加えさせていただきます。資料1の39ページ、計画推進に向けてというところで、それぞれの役割が示されていますが、それぞれが繋がって連携していくと

いうことをもっと強調して表現する必要があるのではないかと思います。

今回の計画自体が、一本化して横断的にというものだと思うので、様々な関係者の連携、 協働、といった表現があれば推進につながるのではないかと思いました。

○及川主任主査 ありがとうございます。こちらの意見についても施策に反映させていきたいと思います。

ではその他については以上とさせていただきまして、最後に環境生活部長の大畑から一言 御挨拶を申し上げます。

○大畑環境生活部長 本日は委員の皆様から多様な御意見頂戴いたしまして、ありがとうございました。

いただいた意見につきましては、持ち帰りさせていただきまして、最終案にどのように反映 できるか検討させていただければと思っております。

このプランは作って終わりではなく、県だけがこのプランに沿って取組を進めればいいということでもありません。早川委員から御指摘がありました通り、行政のみならず、保護者の方、学校の方、そういった地域の方々と一緒になって取組を進めていくという観点が重要だと思っております。

そういう意味では、作って終わりではなくて、計画の内容をわかりやすく発信する、県民の皆様、保護者、こどもの皆様に理解をいただいて、一緒になって取り組んでいく、ということを進めていく必要があると改めて感じたところです。

例えば、御意見いただいた性犯罪の防止についても、学校教育の中で性教育、情報教育、モラル教育など行っていますし、私どもも青少年の健全育成という観点で、復興防災部や県警本部でもそれぞれ犯罪防止の取組を進めています。

それらを総合的にまとめて発信、教育や普及啓発、発生防止、被害者支援までトータルに 見せることができるのかなと思いますので、そういう意味で、計画を策定した後の情報発信 や説明の仕方を工夫していかなければと感じたところであります。

また、自己肯定感のお話もございましたが、ある教育関係者の方から伺ったお話として、岩 手県のこどもたちは自己肯定感が比較的低い、一方で、主体的に何かに取り組む持つ意識は 全国的に見ても高い傾向にあるのだそうです。もしかすると、活動しようとしている子ども たちがいるのに、地域社会や周りの大人たちが、こどもたちが力を発揮するのを抑えてしま っているのではないかというお話をされておりました。

そういう意味では、こどもたちを育てていく、或いはこどもたちの意見を聞きながら取組を 進めていくという観点は、地域社会或いは大人の意識を変えていく部分もあろうかと思って おりますので、そういうことも念頭に、いただいた御意見を今後の施策に生かすということ をしっかりとやりながら進めていきたいと思います。

5 閉会

○及川主任主査 今年度予定しております協議会は以上でございます。

御審議いただきましたいわてこどもプランについては、スケジュールでお示しした通り、今後、県議会に議決を経て、3月下旬に策定できるよう進めてまいります。経過につきましては

後ほど委員の皆様にも報告させていただきます。また、今後の協議会のあり方等につきましても、後ほど御連絡させていただきます。

それでは、本日の協議会はこれをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。